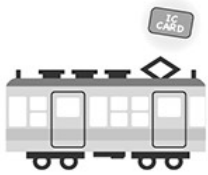


月 日 () 年 組 名前

身近にある契約

下の①～⑤のうち、契約であるものに○、契約でないものに×を付けましょう。

①ICカードを使って電車に乗る。



()

②家族に小遣いアップをお願いする。



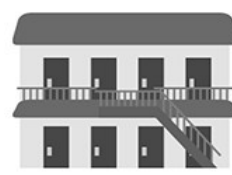
()

③パン屋でパンを買う。



()

④アパートを借りる。



()

⑤インターネットでゲームのアイテムを買う。



()

契約はどのように成立するの？

- ・契約とは、法的な（ ）を持った約束のことである。
- ・契約は（ ）と（ ）というお互いの意思表示の合致により成立する。
- ・契約の方式は、原則（ ）である。
- ・契約が成立すると、消費者には代金を支払う（ ）と商品を受け取る（ ）が発生し、事業者には代金を受け取る（ ）と商品を渡す（ ）が発生する。
- ・一度成立した契約は、どちらか一方の（ ）で、契約をやめることはできない。

一度成立した契約はやめることができないの？

次のうち、契約をやめられるのはどちらでしょうか。

AとBを比較して、下の表を完成させましょう。

A

昨日、ある店で高級布団を買ったが、ほかの店でもっと気に入った布団を見つけた。一度も使っていないのでこの契約をやめたい。

B

3日前に訪問販売で高級布団を買った。一度使ってみたがあまり気に入らない。この契約をやめたい。

| | 購入時期 | 販売方法 | やめたいと思った理由 | 使用状況 |
|---|------|------|------------|------|
| A | | | | |
| B | | | | |

契約をやめることができるのは である。

学習のしかた

手順1

解答付きワークシートで学習（覚える）する

手順2

生徒用ワークシートを使い、（ ）に答えを入れる

手順3

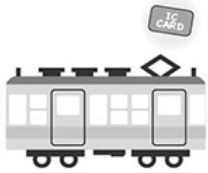
解答付きワークシートで答え合わせする

月 日 () 年 組 名前

身近にある契約

下の①～⑤のうち、契約であるものに○、契約でないものに×を付けましょう。

①ICカードを使って電車に乗る。



(○)

②家族に小遣いアップをお願いする。



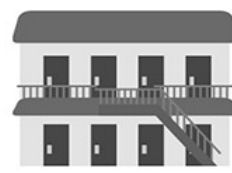
(×)

③パン屋でパンを買う。



(○)

④アパートを借りる。



(○)

⑤インターネットでゲームのアイテムを買う。



(○)

契約はどのように成立するの？

- ・契約とは、法的な（ 拘束力 ）を持った約束のことである。
- ・契約は（ 申し込み ）と（ 承諾 ）というお互いの意思表示の合致により成立する。
- ・契約の方式は、原則（ 自由 ）である。
- ・契約が成立すると、消費者には代金を支払う（ 義務 ）と商品を受け取る（ 権利 ）が発生し、事業者には代金を受け取る（ 権利 ）と商品を渡す（ 義務 ）が発生する。
- ・一度成立した契約は、どちらか一方の（ 都合 ）で、契約をやめることはできない。

一度成立した契約はやめることができないの？

次のうち、契約をやめられるのはどちらでしょうか。

AとBを比較して、下の表を完成させましょう。

A

昨日、ある店で高級布団を買ったが、ほかの店でもっと気に入った布団を見つけた。一度も使っていないのでこの契約をやめたい。

B

3日前に訪問販売で高級布団を買った。一度使ってみたがあまり気に入らない。この契約をやめたい。

| | 購入時期 | 販売方法 | やめたいと思った理由 | 使用状況 |
|---|------|------|-----------------------|-----------|
| A | 昨日 | 店舗販売 | 他の店でもっと気に入った高級布団を見つけた | 一度も使っていない |
| B | 3日前 | 訪問販売 | あまり気に入らない | 一度使った |

契約をやめることができるのは **B** である。

一方的に契約をやめることができる制度

- ・ () 販売のような特定の取引の場合、一定の期間内であれば無条件で契約をやめることができる制度を () という。
- ・ この制度は、特定の取引に限って適用されるため、 () で買った場合や () 販売には適用されない。
- ・ () 者による契約の場合、「やめたい」と申し出ることによって契約をやめることができる。これを () という。

一度成立した契約はやめることができないの？

- ・ 契約の基本的な考え方は「契約する人はお互い () な関係であることが前提である。
 - ・ 実際の社会では、事業者と消費者との間に、 () の質や量、 () 力といった構造的な格差がある。
 - ・ 両者の格差を是正するために、国は () を規制する法律や、クーリング・オフなどの制度を作り、消費者の利益を守っている。
- また、 () などの行政機関を設置し、消費者を支援している。

心配なことは消費者センターに相談しよう

【まとめ】

事例の契約について、問に答え、その理由をワークシートに記入しましょう。

| | | |
|------|--|----------------------------|
| 事例 1 | 高校に入学したので、家族に内緒で家電量販店に行き、20万円のパソコンを買った。高額なので返したい。 | パソコンを 返せる ・ 返せない 理由 |
| 事例 2 | 5日前、路上で「モデルにならない？」と誘われ、ついて行った事務所で30万円の美顔器を勧められ、断り切れずに契約してしまった。後で考えたら必要ないので契約をやめたい。 | 契約を やめられる ・ やめられない 理由 |
| 事例 3 | 興味本位でアダルトサイトにアクセスし、動画の再生ボタンを押しただけで、「登録完了」の画面が表示され、6万円を請求された。支払い義務はあるか。 | 支払い義務は ある ・ ない 理由 |
| 事例 4 | 3日前にウェブサイトでスニーカーを購入した。イメージが違ったので、クーリング・オフしたい。 | クーリング・オフは できる ・ できない 理由 |

- ・ 消費生活センターに相談することは、 () の問題解決のためだけでなく、次の () を減らすことにつながる。

一方的に契約をやめることができる制度

- ・（ 訪 問 ）販売のような特定の取引の場合、一定の期間内であれば無条件で契約をやめることができる制度を（ クーリング・オフ ）という。
- ・この制度は、特定の取引に限って適用されるため、（ 店 ）で買った場合や（ 通 信 ）販売には適用されない。
- ・（ 未成年 ）者による契約の場合、「やめたい」と申し出ることによって契約をやめることができる。これを（ 取り消し ）という。

一度成立した契約はやめることができないの？

- ・契約の基本的な考え方は「契約する人はお互い（ 対 等 ）な関係であることが前提である。
 - ・実際の社会では、事業者と消費者との間に、（ 情 報 ）の質や量、（ 交 渉 ）力といった構造的な格差がある。
 - ・両者の格差を是正するために、国は（ 事業者 ）を規制する法律や、クーリング・オフなどの制度を作り、消費者の利益を守っている。
- また、（ 消費生活センター ）などの行政機関を設置し、消費者を支援している。

心配なことは消費者センターに相談しよう

【まとめ】

事例の契約について、問に答え、その理由をワークシートに記入しましょう。

| | |
|------|---|
| 事例 1 | 高校に入学したので、家族に内緒で家電量販店に行って20万円のパソコンを買った。高額なので返したい。 |
|------|---|

パソコンを **返せる** ・ 返せない
理由

未成年者の取り消しができるから。

| | |
|------|--|
| 事例 2 | 5日前、路上で「モデルにならない？」と誘われ、ついて行った事務所で30万円の美顔器を勧められ、断り切れずに契約してしまった。後で考えたら必要ないので契約をやめたい。 |
|------|--|

契約を **やめられる** ・ やめられない
理由

キャッチセールスなのでクーリング・オフできるから。

| | |
|------|--|
| 事例 3 | 興味本位でアダルトサイトにアクセスし、動画の再生ボタンを押しただけで、「登録完了」の画面が表示され、6万円を請求された。支払い義務はあるか。 |
|------|--|

支払い義務は ある ・ **ない**
理由

申し込みと承諾という意思表示が合致してないので、契約が成立していないから。

| | |
|------|---|
| 事例 4 | 3日前にウェブサイトでスニーカーを購入した。イメージが違ったので、クーリング・オフしたい。 |
|------|---|

クーリング・オフは できる ・ **できない**
理由

通信販売なので、クーリング・オフできないから。

- ・消費生活センターに相談することは、（ 個人 ）の問題解決のためだけでなく、次の（ 被害者 ）を減らすことにつながる。